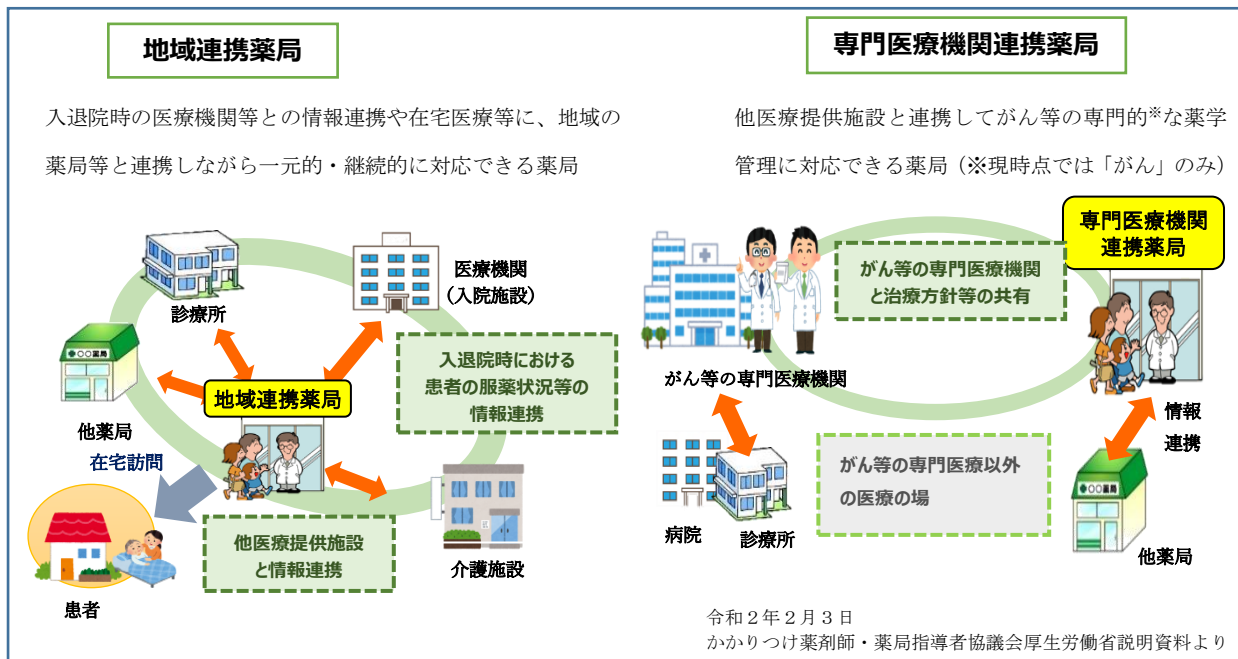


地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の認定に係る 審査基準の制定について

1. 背景

令和元年12月4日に公布された「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第63号）において、特定の機能を備えた薬局（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局）の認定制度が新たに規定されました。



2. 制定の趣旨

地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定制度については、都道府県知事が認定を行うことと規定されており、令和3年8月1日に施行されます。

今般、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について（認定薬局関係）（令和3年1月29日付け薬生発0129第6号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）」等を踏まえて、満たすべき基準（審査基準）の制定を行います。

3. 適用期日

令和3年8月1日